

第2号議案

東京自治労連2020年秋季年末闘争方針（案）

若干の情勢と課題

1. 通常国会と新型コロナウイルス対応で明らかになった安倍・自公政権の状況

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として4月に発令された緊急事態宣言が5月後半に解除された後、7月ごろから新たに感染者が拡大したにもかかわらず、政府も東京都も有効な対策を全く講じていません。医師会など医療関係団体をはじめ多くの識者からPCR等検査の大幅拡大が提言されているにもかかわらず未だに実施するに至っていません。こうした状況が続く限り、新型コロナウイルス感染が収束する見通しはありません。秋季年末闘争はこうした今までにない状況下でのたたかいとなります。

年明けから通常国会、新型コロナウイルス感染対策を通して安倍政権の問題点が次々と明らかになっています。感染拡大当初はオリンピック・パラリンピックを2020年夏に実施することを優先して、感染拡大への対応の初動が遅れました。しかし、感染が広がる中でオリンピック・パラリンピックの延期を決めた直後に、安倍政権は児童・生徒の学習権などの保障や虐待への対応、学童保育所などの対応など、具体的に検討もせず、専門家などの意見もふまえずに、一方的に小中高等学校のいっせいで休校を指示しました。保護者や現場に混乱をもたらしたことは周知の通りです。アベノマスクの1人2枚の配布も466億円をかけて行うことに多くの批判が集まりました。

さらには補償にならない経済対策も批判を浴びました。1世帯30万円の現金給付も厳しい条件がつけられ、国民世論と野党の追及に押され、一律10万円という特別定額給付金に変更せざるを得なくなりました。雇用調整助成金も当初は日額8330円で全くの保障にならない状況でしたが、批判の高まりの中で15000円に引き上げることとなりました。

4月7日に7都府県に5月6日までの1ヶ月間の緊急事態宣言を発令し、飲食店、遊技場等に休業要請を行いました。しかし補償については全くふれられず、営業・倒産の不安につつまれながら東京都の要請にしたがっていました。さらに政府は、繁華街の「接客を伴う飲食店」の利用自粛要請を全国に行いましたが、これも損失補填にはふれませんでした。国民の世論は「休業と補償はセット」であることが、「補償すべき」が圧倒的に多かった共同通信などの世論調査で明らかになりました。

緊急事態宣言を解除した後に再び感染が拡大する中で、「Go To トラベルキャンペーン」として、旅行費用の補助を支給する政策を前倒しで強引に実施しようとしたことが、東京を除外してすすめることとなりました。

新型コロナウイルス対応をめぐる、安倍政権の危機管理能力のなさをまざまざと見せつけられた状況です。

持続化給付金をめぐっては業務委託の問題点も明らかになりました。電通やパソナなどが共同でつくったサービスデザイン推進協議会へ厚生労働省は持続化給付金の業務を委託しました。その委託業務を電通に再委託し、さらに電通がパソナなどを含む業者に委託をすることで差額を取得していることが明らかになってきました。厚生労働省と安倍首相の責任が問われる問題です。

安倍政権は全世代型社会保障制度による社会保障解体攻撃をいっそうすすめようとしています。

新型コロナウイルス禍の中で、新自由主義にもとづく社会保障制度などの改悪がいかに現在の困難を招いているのかが明らかになりました。医療費削減をねらって公的・公立病院再編を押し付けてきましたが、新型コロナウイルス感染患者を受け入れている病院の9割が公的・公立病院であることが明らかになり、厚生労働省も9月末までの計画を断念し、地域の状況に合わせて検討するといわざるを得なくなり、事実上再編計画は破綻しています。

また法改定によって保健所機能の縮小・再編がされてきましたが、新型コロナウイルス感染対策で果たすべき保健所の役割が鮮明となり、拡充こそが求められていることが明らかになりました。同様に各種給付の手続きや対応で自治体の役割の拡充も求められることが明らかになっています。

公私病院連盟の決議で、「(現場には)今回のような有事に対応する余力はない」「効率至上主義・経済財政を重視してきた昨今の政策の変更を強く求める」と表明していることに見られるように、社会保障制度や自治体の機能は常に有事に対応する力が必要ですが、それを奪ってきたのが「効率至上主義・経済財政重視」にあったことが明白となっています。

「桜を見る会」については招待者名簿の管理が公文書管理法等に違反していたことで、課長等を処分することで責任を逃れようとした。さらに「桜を見る会」の前日に、招待した地元の支持者を招いた前夜祭の夕食会会費の明細書や契約主体、マルチ商法役員との関係などの疑惑についても明らかにしていません。

安倍内閣は閣議決定で安倍首相の側近といわれる黒川検事長の定年を延長し、検事総長に据えようとした。これまでの解釈を変更して、司法による権力の暴走をおさえる役割をないがしろにするものです。しかも、当人が賭け麻雀を行っていたことも明るみに出て、ほとんど処分もなしに退職させました。黒川検事長の定年延長を合法化するために、国家公務員の定年延長を含む国家公務員法改定案と、法体系の全く違う検察庁法改定案をセットで強行しようとした。しかし同案に対する批判や抗議がツイッターで大きく広がり、国民世論の前に撤回し、廃案とせざるを得なくなりました。

河井克行前法相と妻の案里参院議員の公職選挙法違反が明らかになりました。選挙資金としては異例の1億5千万円が自民党本部から出されており、その資金が使われたのではないかとの疑惑も深まっています。

森友学園にかかわる決裁文書の改ざんを強要されて自殺した赤木俊夫さんが公務災害認定をされましたが、真相についても政府は明らかにせず、再調査にも応じなかったため、赤木さんの妻が真相を知りたいと提訴しました。

こうした一連の安倍政権の国政の私物化に対する批判が高まり、安倍政権の支持率は下がり続けました。こうしたもとでついに8月28日に安倍首相は辞意表明をしました。直接的には健康悪化が理由ですが、あらゆる面で安倍・自公政権の深刻な行き詰まりの結果であり、安倍・自公政権全体がすすめてきた政治の行き詰まりでもあります。衆議院選挙が迫るもとで、安倍政治路線からの転換を求めてたたかいを強化することが重要です。

2. 9条改憲、アメリカ追従の自公政権

自公政権は新型コロナウイルス感染拡大への対応もまともにできない中でも、憲法9条改憲に固執しています。

緊急事態宣言下の5月3日、安倍首相は日本会議系の改憲派によるインターネット集会に自民党総裁としてビデオメッセージを寄せ、「(改憲の)決意にまったく揺らぎはありません」と明確に意志を示し

ました。さらには米国からの兵器の爆買いも異常です。米国から買入れ予定のF35ステルス戦闘機105機と関連機器の売却総額は推定約231億ドル(約2兆4800億円)で、米国の武器輸出制度であるFMS(有償軍事援助)にもとづく日本への武器売却額としては過去最大です。

辺野古の新基地建設も推進する立場に固執しています。しかし、建設予定場所の軟弱地盤の改良が必要で、設計変更を沖縄県に申請しました。総工費は変更前の2.7倍の9300億円にもものぼります。これに対し玉木デニー知事は設計変更を認めない方針です。

こうした中、米トランプ政権は日本に対して在日米軍費用の負担増を求めています。安倍政権がアメリカの要求に応ずることとなれば、現在8000億円規模の在日米軍関係経費がいっそう大きく膨らむこととなります。

米軍横田基地に配備されたCV22オスプレイは最も重大な事故率で、横田基地から訓練で飛行中に飛行中に部品を落下させるなど危険が高まっています。さらに木更津駐屯地配備のオスプレイの訓練を関東一円に広げようとしており、首都圏の上空の安全を守ることが求められています。

安倍首相は、核兵器廃絶に向けた日本と世界の世論にも背を向けています。松井一実市長が平和宣言で2017年に国連で採択されたが未発効の核兵器禁止条約について、日本政府に「締約国」となるよう訴えたにもかかわらず、核兵器禁止条約に関してなにもふれませんでした。さらには9日、長崎市内で記者会見し、広島・長崎両市長から核兵器禁止条約の署名・批准を求められたことについて問われ、核保有国が参加していないことを理由に、同条約を支持しない立場をあらためて表明しています。唯一の戦争被爆国である日本の首相とは思えない態度です。

市民と野党の共闘が大きく発展し深化してきているも、地域での共闘の広がりを作り上げながら、安倍政治路線から新たな政治への転換を求める国民世論をつくることが重要です。

3. 消費税10%増税と新型コロナウイルス感染拡大による最悪な経済と労働者の状況

消費税の8%への増税から景気が回復することのないまま、2019年10月から消費税10%への増税は家計と地域経済にダブルの打撃となりました。その上に新型コロナウイルス感染拡大でいっそう経済が打撃を受けることとなりました。

飲食業や宿泊業をはじめとした企業倒産が増加しています。当初、政府の各種経済指標は軒並みリーマン・ショック後と同様の悪化でした。2020年4~6月期の国内総生産速報値は、物価変動の影響を除いた実質で前期比7.8%減、この成長が1年続いた場合の年率換算で27.8%減となり、リーマン・ショック後を超える戦後最悪の下落となりました。

こうしたもとのコロナ禍の影響で労働者の状況も悪化しています。6月の毎月勤労統計調査(速報値)によると、名目賃金を示す現金給与総額は、前年同月比1.7%減の44万3875円で3ヶ月連続のマイナス、物価変動の影響を差し引いた実質賃金は1.9%減となり、4ヶ月連続で減少しました。解雇や雇い止めは7月31日時点で見込みも含めて、4万1391人となりました。さらに6月の有効求人倍率は、1.11倍と前月比0.09ポイント低下し、6ヶ月連続の低下となっています。

一方で財界はこうした労働者や国民の状況には背を向けています。日本経団連の「経営労働政策特別委員会報告」(2020年)では、自社の支払い能力論と総額人件費抑制を絶対条件として、財界の春闘期の戦略を明らかにしました。このことによって連合の大手労働組合が軒並み昨年を下回る賃上げとなりました。資本金10億円以上の大企業(金融・保険業を含む)の内部留保は2020年1~3月期の法人企業統計によれば487.6兆円にもおよび、毎年大幅に内部留保を積み増しています。

世界の大企業・大資産家は自らの税金を上げることを求める声明を出すなど、一定の大企業の社会

的責任にふれていますが、日本の富裕層は全くそういう動きはしていません。そればかりか最低賃金の引き上げに反対しています。

自民党の最低賃金一元化推進議員連盟が6月11日には、「コロナ禍の厳しい状況でも、将来を見通し、最賃の水準を少しでもあげることに取り組まなければならない」とし、「東京一極集中を是正する観点からも全国一律最賃は不可欠」と強調したことは、極めて道理のあることです。

中央最低賃金審査会は引き上げの目安を出しませんでした。引き続く東京地方最低賃金審議会では、労働者委員の激しい抗議と席を立つほどの抵抗をよそに、最低賃金の引き上げをせずに据え置きました。新型コロナウイルス禍の中で最も厳しい東京の労働者に対し、東京の審議会としてあってはならない態度です。

「骨太方針2020」で示された財界の方針ではSociety5.0の名による新技術の全面的導入、デジタル化、AI化など、新型コロナウイルス感染拡大を理由にして一気にすすめようとしています。政府も同様にスーパーシティ法を成立させ、財界のねらいを後押ししています。

以上の経済の再生、労働者の雇用と賃金の安定を勝ち取るためにも新たな政治へ転換し、民主的な経済政策の確立と労働者保護政策の拡充が求められています。

4. 自治体をめぐる状況

第32次地方制度調査会の答申では、Society5.0、予想もできない新たな技術に対応できるため、さらには新型コロナウイルス感染拡大を理由として、第一にテレワーク、オンライン、Webなどのデジタル技術を地方行政に大幅に導入するとしています。第二に新たな公共私連携と地方行政の広域連携をすすめるべきとしました。第三に議員のなり手不足の解消など、地方議会への住民の多様な参画できる取り組みをすすめるとしています。

デジタル技術の導入は財界がすすめる新たな成長戦略の中心としての新技術の活用であり、地方行政に大幅に導入することによって、自治体を新たな儲けの対象とするものに他なりません。2019年5月24日に成立したデジタル手続法は推進のための法律です。デジタル化にあたってマイナンバーカードやAIの活用などを強調し、そのために自治体の情報システムの標準化をするべきであり、オープンデータの取り組みを推進するとしました。そもそも財界は一貫して自治体情報のオープン化を求めており、自治体の所有する個人情報を儲けの対象とすることなどは許されません。しかし答申では個人情報保護に関する規律や国・地方の役割分担のあり方を検討することを前提に議論をすすめるべきとしており、個人情報保護そのものの改悪も懸念されます。

東京自治労連は新技術を一面的に否定するものではなく、その活用のあり方について提起をしていますが、すでに各自治体で導入の具体化が始まっており、労働組合としての取り組みが求められています。

新たな公共私連携については、自治体の業務を自治体職員がすべてを担うのではなく、民間業者やNPO、地域住民などの新たな担い手を広げ、自治体はその活躍の場、プラットフォームを整備しコーディネートする役割になるべきというものです。自治体の公的責任を大きく後退させるものであり、これまでの民間委託等のアウトソーシングの概念をいっそう広げて、自治体業務の縮小化へと向かわせるものといえます。コロナ禍のもとで自治体の担うべき業務の公共性、重要性が明らかになりました。あらためて自治体本来の役割の強化に向けた世論づくりが重要となっています。

地方行政の広域連携についてはいわゆる圏域行政として、自治体のすべての業務をすべての自治体がする必要はないとして、地域の中心的な自治体が周辺自治体の業務を担う、あるいは都道府県が小

規模自治体の業務を担うなどを打ち出しました。しかし自治体はそれぞれの地域の特性、住民の要求や状態によって施策などを工夫するべきものであるため、地方6団体が強く反対しています。各自治体が行っている独自の努力を踏みにじるものであり、断じて認められません。

5. 東京の自治体をめぐる状況

2020年度東京都予算で明らかになった小池都政の特徴は、政府・財界がすすめようとしている成長戦略を東京から具体化するという姿勢です。築地の再開発や大型幹線道路建設、国家戦略特区の推進などはもとより、Society5.0関係予算が大幅に計上されています。産業労働局の予算にはこの関係項目が最も多く、中小零細企業への支援は後回しにされています。また、公立・私立を問わず学校教育関係予算にも、デジタル化等の予算が大きく計上されています。各市区においても新技術・デジタル関係の予算化が進められています。こうした状況は今後いっそう拡大する方向となっており、すでに提起した「自治体業務へのAI・Iot・RPAなど新技術の導入への対応の基本点について」(2019年7月31日)にもとづく取り組みが重要です。

また都知事選挙で明らかになったのは、小池都知事が新型コロナウイルス感染拡大防止に有効な具体的手立てを持っておらず、これまでの行き過ぎた新自由主義にもとづく自治体「構造改革」について、全く反省の姿勢がないということです。保健所の縮小も問題視せず、都立病院・東京都保健医療公社病院の地方独立行政法人化についても見直そうとしていません。すでに長年にわたる人員削減、自治体業務の縮小化によって、有事には対応できない脆弱な自治体の執行体制となっています。私たちは住民の安全・安心を守ることはできない自治体の不十分な執行体制に目を向けなければなりません。今大切なことは、こうした自治体「構造改革」によって大幅に縮小された執行体制を再構築し、有事の際に対応できる十分な危機管理体制を確立することです。こうした点で、地域住民と共同した予算人員要求闘争がきわめて重要となっています。

6. 職場と組合員の状況とたたかひの課題

2020年国民春闘に向けた働くみんなの要求・職場アンケートでは生活実感について、「かなり苦しい」「やや苦しい」を合わせると50.8%と半数以上の回答者が「苦しい」と感じています。不払い残業が「ある」と回答は、7,036人(40.4%)、普段の仕事での疲労感については「毎日非常に疲れる」「たまに非常に疲れる」をあわせると8,969人(51.3%)と回答しています。さらに職場の人員について「不足している」は11,306人(64.2%)、昨年に比べて職場全体の仕事量が「増えている」としている回答者が59.3%で、明らかに業務過多、人員不足を多くの組合員が実感していることがわかっています。

こうした実態だからこそ、新型コロナウイルス感染拡大で自治体職場の自治体「構造改革」による弊害が表面化したのです。感染の対応に直接関係する保健所や病院職場、各種給付や相談の窓口が脆弱な執行体制で多忙を極め、同時に感染の不安の中で業務に従事せざるを得なくなりました。

機材やシステム、業務内容が不十分なまま、感染拡大防止として自宅勤務やテレワークが行われたため、職場では通常の職員の半数程度以下で業務を行わなければならない事態となりました。

さらには特別区における、本人罹患の場合に「病気休暇」とするという不利益を被る事態を打開しなければならない課題も生まれました。長引く感染拡大で、リフレッシュ休暇、夏季休暇、結婚休暇の取得期間が限定されているために、休暇の活用への不安や不満など多くの課題が現在でも山積しています。

人事院は9月30日まで一時金と月例給について官民比較調査を行うとしており、人事院勧告の出される時期も大幅に遅れる見込みです。国民春闘共闘の春闘、夏季一時金闘争では月例給・一時金とも若干のプラスとなっているものの、これらの切り下げの危険もぬぐい去れません。すでに定年延長を含む国家公務員法等改定案は検察庁法とあわせて廃案となり、地方公務員法改定案は継続審議となっています。今後早急に臨時国会で定年延長の法案を成立させ、各自治体での条例化が求められています。

新型コロナウイルス感染拡大は2020年秋季年末闘争時に収束することは見込めない中、従来型の多くの組合員が一カ所に集合して決起集会を行うなどの取り組みは困難であることが予想されます。こうしたことをふまえ、Webも活用しながら職場での声をとらえ要求実現につなげる職場要求闘争、さらには地域住民と共同した運動、それらをつなぐ職場と地域の自治研活動が重要となります。これらの職場・地域での要求闘争を地道にすすめる中で、職場の労働組合の力を高め組合員はもちろん、未加入者に対する影響力と信頼関係を広げることが重要です。この取り組みと結合して組合加入の取り組みと次世代育成を職場段階で旺盛に進めることが、秋の拡大月間の中心になります。

これまでにない秋季年末闘争をむかえることとなりますが、要求は職場に存在し、職場の力で解決するたたかいを重視した秋季年末闘争とすることが今期の重要な課題です。

1. 改憲阻止！戦争法・共謀罪法廃止、オスプレイ配備反対、平和と民主主義を守る取り組み

6月23日、現行の日米安保条約が発効してから60年となりました。安倍首相は、1月の日米安保条約記念レセプションで「いまや、日米安保条約は、いつの時代にもまして不滅の柱」と述べ、「ゆるぎない日米同盟を今後とも一層強化していく」と表明、日本は米国言いなりの軍拡を進め、自衛隊は米軍との共同訓練を内外各地で展開するなど米軍との一体化を図っています。

戦争法廃止のたたかいを強めるとともに、国民のいのちと世界の平和を脅かし、政治・経済の分野でも憲法と矛盾する安保条約、日米同盟の問題点を掘り下げ破棄・解消に向けて議論を始める絶好の機会です。

「市民と野党の共闘」を更に発展させ、自公政権打倒し、新しい政治の転換をめざしましょう。

1. 憲法を守る運動の前進にむけて

- (1) 「東京自治労連戦争法阻止・憲法闘争本部」を毎月開催し、情勢や課題を単組・局支部と共有化し、改憲阻止、戦争法・共謀罪法廃止に向けた意思統一をはかります。
- (2) 「東京自治労連FAX・メールニュース（憲法闘争号）」を適宜発行し、単組・局支部と運動の交流を図ります。
- (3) 各単組・局支部は、憲法をめぐる情勢や各地の運動を機関紙に掲載して庁内世論を高めます。
- (4) 各単組・局支部が実施する、憲法改悪阻止のための学習会の開催（Web活用含む）に当たっては、東京自治労連弁護団等から講師を派遣し、講師費用は東京自治労連が負担する取り組みを継続します。

2. 署名・宣伝の取り組み

毎月の「9の日宣伝」をはじめとする宣伝行動、また、各地域の「9条の会」など平和・民主団体や、

市民運動と共闘し、駅頭・商店街での署名・宣伝行動などに積極的に参加します。

3. 全国・都内各団体と共同する取り組み

自治労連「憲法をいかし守る運動推進本部」、「憲法改悪に反対する東京共同センター」、「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」、「横田基地の撤去を求める西多摩の会」に結集し、今まで以上に広範な共同を追求しながら憲法を守り活かしていくため、以下の取り組みを強化します。

- (1) 戦争法・共謀罪法廃止、安倍政治転換をめざして「毎月19日行動」や「横田基地座り込み行動」などに取り組み、憲法を守る運動を広げます。
- (2) 「横田基地にオスプレイはいらない11・22東京大集会in福生市多摩川中央公園」に単組・局支部とともに積極的に参加します。集会では青年のシンポジウムが予定されており、青年組合員の参加をすすめます。
- (3) 横田基地の問題を中心に全国各地での米軍基地被害と日米同盟の危険性を学ぶため、2020年日本平和大会実行委員会が発行する学習パンフレット「日米安保と私たちの暮らし・未来」の活用し、単組・局支部とともに学習します。
- (4) 安倍改憲阻止の運動をすすめるために「安倍9条改憲No!全国市民アクション」が提起した行動に各単組・局支部とともに取り組みます。

4. 「憲法をいかす自治体労働者東京連絡会」の事務局としての取り組み

- (1) 憲法を守る運動への参加・協力にむけて都内の広範な自治体労働者に対して「会」への入会を呼びかけます。とりわけ都や区の中立・未批准組織、三多摩の自治体労働組合との共同を重視します。
- (2) 「会」に結集する各団体が対等平等の立場で交流と運動をすすめるため、団体・個人の賛助金による運営を強化します。
- (3) 「憲法をいかす自治体労働者東京連絡会第16回総会」（11月下旬開催予定）の成功に向けて取り組みます。

II. 都区人勧のたたかい、働くルール確立と安倍「雇用改革」阻止の取り組み

1. 自治体・公務公共関係労働者の賃金・労働条件改善のたたかい

今年は、新型コロナウイルス感染拡大により、人事院は一時金と月例給についての官民比較調査を9月30日までとしており、人事院勧告が大幅に遅れることから、都・区人事委員会勧告にも大きな影響を及ぼすこととなります。夏季一時金闘争では、月例給・一時金ともに若干のプラスになりましたが、これらの切り下げの危険も拭い去ることが出来な状況です。今年の人事院の給与勧告は、コロナ禍というかつてない厳しい状況踏まえつつ、都区人勧では国を上回る事が重要な課題です。各単組・局支部は、都労連・特区連に結集してたたかいを強化し、生活改善に資する賃金引き上げ等に向けて、全ての組合員が団結を固めあい、統一的なたたかいを展開していくことが重要です。また、三多摩においては、都区の確定を受けて三多摩協議会を軸に取り組みます。

- (1) 自治労連や東京地評に結集し、対都・区人事委員会に向けた取り組みを前進させます。

- 1) 東京都人事委員会に向けて、東京地評公務部会、東京春闘共闘会議が主催する官民共同「都庁前早朝門前宣伝行動」(20年10月19日(月)予定)へ積極的に参加します。
- 2) 東京都と特別区の人事委員会に対して東京地評公務部会の一員として要請行動に参加します。
- (2) 都区の確定闘争では、国・人事院の追随を許さず、交渉組織である都労連・特区連闘争に結集し、たたかいをすすめます。
- (3) 三多摩においては、市町村総合交付金の経営努力割などを理由とした都並給与体系への低位平準化を許さず、都区の確定を受けて三多摩協議会を軸にして各自自治体のたたかいの交流など、運動の前進にむけて必要な対応をすすめます。
- (4) 地域間の格差をもたらす地域手当の矛盾や人材確保への悪影響などを明確にし、三多摩では都区並20%の地域手当を要求に掲げてたたかいます。
- (5) 地方公務員法「改正」にともなう「人事評価制度」の機械的な導入に反対し、東京都による「能力・業績」主義強化の押し付けを阻止し、三多摩各自自治体の職場実態に合わせた運用を行うよう引き続き重点課題として取り組みます。また、既に導入されている単組ではさらなる改悪を許さず改善を求めてたたかいます。
- (6) 各種休暇制度などの権利拡大、誰でも行使できる権利の拡充を求め、自治体・公務公共関係労働者の権利の充実をめざします。
- (7) 会計年度任用職員の処遇改善要求については、均等待遇に向けて労使の合意を基本に、当局が誠実に協議・交渉をすすめるよう求めます。
- (8) 会計年度任用職員については、本来正規職員が担うべき恒常的業務に就労している職員の正規職員化や無期雇用への転換を求め、会計年度任用職員の任用の厳格化など、その趣旨に沿った任用の在り方を引き続き追求します。
- (9) 指定管理者制度導入・再指定、民間委託契約先変更などを口実とした雇い止め、賃金・労働条件の改悪を許さず、雇用の継承と適正な賃金労働条件の確保のため、自治体の責務・事業者の責任を追及してたたかいます。
- (10) 都庁をはじめとした「テレワーク」、各自自治体では「時差出勤(時差勤務)」や「ゆう活」などが試行・提案されていますが、長時間・過密労働や不払い残業を解消し、労働者本位の働くルールの確立を求めていきます。
- (11) 新型コロナウイルス感染拡大防止策の実施等による措置(いっせい休校・登園自粛・在宅勤務等)に関し、正規職員・会計年度任用職員などを問わず、いかなる労働条件の不利益を生じさせないように求めていきます。
- (12) 2021年国民春闘に向けて「働くみんなの要求・職場アンケート」に取り組みます。

III. こんな地域と職場をつくりたい運動の取り組み

1. 不払い残業根絶・36協定締結に向けた取り組み

(1) 超勤職場訪問

各自自治体における新型コロナウイルス対応や対策による職場での超過勤務の増大など職場実態把握と要求を掴むため、不払い残業根絶・超勤職場訪問を全ての各単組・局支部で実施できるように取り組みを強化します。

(2) 労働安全衛生活動の取り組み

- 1) 労働安全衛生活動推進委員会を定期的開催し、すべての単組・局支部から推進員を選出し、意思統一と交流・学習をすすめる労安活動を前進させます。また、労安活動を通じて職場実態を明らかにさせ、予算・人員要求闘争に結び付けた取り組みを前進させます。
- 2) 長時間労働撲滅、不払い残業根絶のために、労働安全衛生活動推進委員会を定期的開催し、各単組・局支部間の情報共有に努めます。また、9月14日に労働安全衛生推進委員会を開催し、労働安全衛生活動学習会の成功に向けて、各単組・局支部と力をあわせて取り組みます。
また、自治労連の労安・職業病対策委員会に積極的に参加し、全国の仲間との団結を強め、課題解決に向け奮闘します。
- 3) 全ての各単組・局支部の職場で、36協定締結できるよう取り組みを強化します。

2. 予算人員要求と職場自治研活動の取り組み

コロナ禍に職場で出された様々な声を要求化し、当局に提出することで、危険手当の増額や、職場での働き方、罹患時のサービスの扱いなど勝ち取ってきました。新型コロナウイルス感染拡大で明らかになった行き過ぎた人員削減や、それに変わって導入が検討されているAI・IoT・RPAなどの新技術への対応など、職場の変化をつかみ、職場から要求にする取り組みをすすめます。

- (1) 職場での懇談を重視し、仕事の悩みや思いを出し合うなど対話と交流をすすめる、職場の改善にむけた課題や要求の集約を図ります。職場から、所属長に要求を提出し、要請・交渉を進めます。
- (2) 職場から取り組む予算人員要求闘争を、自治研推進委員会で交流し、先進事例や工夫の共有化を、図ります。
- (3) 職場要求、職場政策づくりに生かす職場自治研活動を職域部会などで進め、「こんな地域と職場をつくりたい」運動を広げます。
 - 1) 職場での仕事や業務の悩みの改善を職場自治研活動につなげ、職域部会を中心にして次のように取り組みます。
 - ① 職場の課題についての検討を職域部会等で行い、全体のものにする取り組みをすすめます。
 - ② 窓口職場などその他の職場については、交流会などの企画を検討します。
 - ③ 自治体「構造改革」に関する情報共有と、公的サービスの産業化、第32次地方制度調査会答申（以下地制調答申）などに関する課題については、自治研推進委員会で検討し必要な取り組みを行います。
 - 2) 第13回東京地方自治研究集会で発行される冊子を活用し、地制調答申の学習や東京の実態を、自治研推進委員会を中心に学びます。
- (4) 都民生活要求実現大行動実行委員会が取り組む2021対都要請に参加します。

IV. 自治体「構造改革」に反対し、社会保障拡充、安全・安心の社会をめざす取り組み

1. 公的サービスの産業化を許さない取り組み

「Society5.0」、「公的サービスの産業化」「スマート自治体」という手法による、新たな段階の自治体「構造改革」のもと、自治体のあり方、役割が大きく変えられようとしています。特に、AIやICT、RPA

などの導入は、自治体の仕事を大きく変えています。AIやICT、PRAなどは、住民福祉の増進と自治体職員の労働条件の改善に役立てることとし、技術を悪用した住民サービスの切り捨て、プライバシー等の侵害、自治体職員の削減を許さない取り組みを進めます。

- (1) 「ICTやAI等の活用、業務プロセスやシステムの標準化」などがすでに職場で進んでいます。各単組の状況を調査し交流します。また、そこで明らかになった問題を、自治研推進委員会で、共有化し、職場での自治研活動につなげます。
- (2) 窓口委託では、これまでの戸籍の窓口委託反対の取り組みで明らかにした到達点を学習し、窓口委託の違法性、問題点を共有化します。
- (3) 現業職場の委託、民営化に反対し、各単組及び全国で実践された委託阻止・直営堅持などの闘いの教訓をいかし、住民にその計画やその職種が果たす役割や実態を知らせ共同した取り組みを進めるとともに、職場からのとりくみを強化します。
- (4) 引き続き、現業職場の人員増と体制整備を求める総務省宛署名（現業署名）に、取り組みます。

2. マイナンバー制度に対する取り組み

この間の新型コロナウイルス感染の拡大による自粛と補償にむすびつけて、マイナンバーの活用が進められています。また先行的に行われた地方公務員共済組合でのマイナンバー取得の状況を確認し、今後の取り組みを進めます。

- (1) 当面、共済組合による取得の強制がないよう各自治体への要請を行い、個人の選択に任されるべきことを確認し、強制しないことを求めます。また、各共済組合にも要請を行います。
- (2) マイナンバー戸籍や健康保険証などの個人情報との紐付けやマイナンバーカードマイナポイントなどの問題点の組合員学習を進めます。当面「問題点」の周知を図ります。
- (3) 一元化された情報の官民共有化によって、あらゆる情報を国家による住民監視と大企業の儲けのためとする「行政のデジタル化」の危険性を明らかにし、反対の世論を高めるとりくみをすすめます。

3. 社会保障改悪を始めとした国民犠牲反対、住民本位の自治体施策を守り発展させる取り組み

「全世代型社会保障」の名の下、社会保障負担の縮小として、地域での自助・自立・共助による地域包括ケアシステムの構築、地域医療構想に基づく公的・公立医療機関をはじめとした医療機能の再編縮小と病床数の削減、年金のさらなる削減や在職高齢年金の廃止を含めた検討で高齢者の労働力活用、国民健康保険財政への法定外繰り入れの廃止による保険料負担増などが、具体化されようとしています。

5月に成立した「改定社会福祉法」では、『地域共生社会』の実現をうたい、地域福祉を住民や事業者の『互助』に委ね、国・自治体の役割は『互助の場』の創設などにとどめており、地域福祉の理念をゆがめ、公的責任のさらなる後退につながる「改悪が行なわれました。

社会保障制度が、憲法25条が規定する「健康で文化的な生活」を保障できないレベルとなっています。広範な国民との運動に自治労連、東京地評などとともに取り組みます。

(1) 「全世代型社会保障改革」に対する国民的な反撃で、社会保障を充実させる取り組み

- 1) 自治労連が開催する次の行動に参加します。
 - ① 「全世代型社会保障改革」のねらいを学ぶ学習会（オンライン）が10月に開催されます。職

域部会を中心に参加します。

- ② 自治労連の社会保障関連の各部会・分野のオンライン交流会が検討されています。各職域部会を中心に参加します。
 - ③ 「全世代型社会保障」ではなく、国の責任でいのちと人権が大切にされる社会保障の拡充を求め、「いのちまもる医療・社会保障を立て直せ！10.22総行動」（10月22日（木）、日比谷野外音楽堂、YouTube配信）に参加します。
- 2) 引き続き、春闘期から取り組んでいる社会保障分野の次の署名に取り組みます。
- ① お金の心配なく、安心してらせる社会へ社会保障制度の拡充を求める署名
 - ② ケアプラン有料化など制度見直しの中止、介護労働者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本改善を求める請願署名
 - ③ “若い人も高齢者も安心できる”年金制度を求める請願署名

（2）医療の改悪を許さず、公衆衛生機能を守る取り組み

地域医療や保健所・健康安全センターなど公衆衛生分野を拡充し、施設や医療機器等の拡充、医療従事者や保健師などの増員、労働条件の改善に向けて、共同を広げて取り組みます。

- 1) 都立病院・公社病院の地方独立法人化を許さない取り組み
 - ① 「都立病院の充実を求める連絡会」とともに、地域の労連などとも協力した宣伝を広げます。
 - ② 都知事宛の「都立・公社病院の地方独立行政法人化を中止し、都民のいのち・くらしを守る医療の充実を求めます」署名に取り組みます。
- 2) 医療制度の改悪の具体化を許さず、地域医療を守る取り組み
 - ① 東京都医療構想は、2次医療圏ごとの地域医療構想調整会議で、調整区域ごとの病床削減に踏み出しています。これらの動きを注視し、「私たちの求める医療、介護・福祉東京実行委員会」で影響を明らかにし、単組への情報提供と関係職域部会とも連携していきます。
 - ② 医療3単産などで取り組む、従来よりも幅広い共同の署名として「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための国会請願署名」に取り組みます。（とりくみ期間：2021年通常国会終了まで）組合員一人10筆の目標達成に向けて奮闘します。
 - ③ 医療提供体制の縮小・削減をくい止め、地域医療を守り充実させていく一致点で全国各地の運動を前進させるため、「第11回地域医療を守る運動全国交流集会」（11月23日（月）：オンライン開催）に参加します。
 - ④ 医師・看護師不足解消、医療従事労働者の労働条件の改善、人員確保等に向け、東京医療関連協に結集して取り組みを進めます。

（3）安心できる介護の実現にむけて

2021年度の「第8期介護事業計画」（介護報酬改定）に向け、介護事業の安定的な運営の確保とサービスの質の向上、抜本的な介護労働者の処遇改善のための改定を、利用者の負担増とならない形で実現させる取り組みをすすめます。

- 1) 第8期介護保険事業計画でのさらなる保険料の引き上げをさせないように、「介護をよくする東京の会」や東京社保協と連携して、自治体要請を行います。
- 2) 全労連、中央社保協などが提起する「新型コロナ対策の強化、介護報酬の引き上げ、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険制度の抜本改善を求める請願署名」（9月スタート予定）に取り

組みます。

- 3) 各地の運動と交流を図るため「2020年度全労連介護・ヘルパーネット総会」(10月24日(土) : 全労連会館・オンライン開催)及び全労連「2020年(第18回)介護労働者全国交流集会」(10月25日(日) : 全労連会館・オンライン開催)に参加します。
- 4) 介護をよくする東京の会とともに、「介護・認知症なんでも電話相談」(11月11日)に取り組みます。

(4) 後期高齢者医療制度、国民健康保険に対する取り組み

- 1) 高すぎる国民健康保険料の引き下げや子どもの均等割の減免措置を求める取り組みを、東京社保協に結集して取り組みます。
- 2) 高齢者への医療費負担増に反対し、後期高齢者医療制度の廃止と安心できる高齢者医療の実現に向けて取り組みます。

(5) 生活保護制度の拡充等をすすめる取り組み

- 1) 自治労連が新たに編集した政策提言「2019『健康で文化的な最低限度生活』を保障することができる職場に(案)」の学習・議論をすすめます。
- 2) ケースワーカーの担当標準数80世帯を守ること。「標準数」を「法定数」にする取り組みを自治労連に結集して取り組むとともに、各単組で必要な人員配置を要求します。
- 3) 「新生存権裁判」の支援と、さらなる生活保護基準引き下げを許さず、生活保障法への改善に向け取り組みます。当面、裁判の傍聴や署名に取り組みます。

(6) 年金制度改悪を許さず拡充を求める取り組み

- 1) 基礎年金への国庫負担率1/2の法定化を求め、給付切り下げとなる「マクロ経済スライド」の廃止を求めて取り組みます。
- 2) 高齢者も若者も安心して高齢期を暮らせる「最低保障年金制度」を求め、取り組みを広げます。

(7) 児童相談所の特別区への設置

16年6月の児童福祉法改正に伴う「児童相談所」が世田谷区・荒川区・江戸川区に開設されました。改めて自治労連特区連とともに、子どもの権利を守り、急増する児童虐待への対応など、どのような都区の役割分担や、施設が求められているかを検討していきます。

- 1) 増え続ける児童相談件数に見合った人員配置と人材育成カリキュラムの充実を当局に求めます。
- 2) 区の児童相談所が開設されるもとの、都区財調制度での財政保障を求める取り組みをすすめます。

(8) 公的保育の拡充を目ざす取り組み

- 1) 東京自治労連がこの間確定した「公立保育園の民営化攻撃とたたかうための基本的な考え方」に基づき公的保育の拡充と待機児童解消の取り組みを、単組とともに広げます。
- 2) 2020年度「よりよい保育を！実行委員会(略称)」の国会請願署名、及び「公的保育・福祉を守る東京実行委員会」の都議会署名に取り組みます。
- 3) 「よりよい保育を！実行委員会(略称)」の11月4日「省庁交渉・国会議員要請」、「公的保育福

社を守る東京実行委員会」の各種行動に参加し、成功させます。

- 4) 保育闘争委員会を開催し、機敏な取り組みの展開をめざします。引き続き保育闘争委員会ニュースを発行します。

(9) 消費税廃止、原発ゼロ・自然再生エネルギーの実現など国民的課題の取り組み

- 1) 当面5%への削減、消費税の廃止を求め、消費税廃止東京各界連絡会に結集し、毎月の宣伝行動と10月26日(月)に行う池袋駅大宣伝行動に参加します。
- 2) 被災者の生活と生業を再建するために被災者生活再建支援法の拡充を国に求める署名に取り組みます。
- 3) 「原発をなくす全国連絡会」に結集し、「原発ゼロ基本法の成立を求める新署名」(仮題)を取り組みます。また、秋に企画される原発ゼロをめざすオンラインシンポジウムの視聴に取り組みます。

(10) 子どもを大切にす教育、教育の民主化を求める取り組み

- 1) 「生かそう教育基本法！子どもと教育を守る東京連絡会」に結集して、取り組みをすすめます。
- 2) 義務教育負担金制度を堅持し、30人学級の実現を求める「えがお署名」に、今年も取り組みます。
- 3) 「公立の義務教育書学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改悪による「1年間の変形労働時間制の導入」を阻止する取り組みとして、引き続き署名に取り組みます。

V. 20秋の組織拡大月間の取り組み

1. 20秋の組織拡大月間の取り組み

東京自治労連は、これまでの運動水準を確保することを柱に据え、東京における地方自治の確立、東京の労働組合活動の前進に寄与するために、安定した組織と財政を確立することが求められています。

すべての単組・局支部での重点として、①自治体・外郭団体の正規・非正規を問わず、組合員の純増を実現する。②青年組合員の活動の前進と単組・本部青年部執行体制の確立。③自治労連納入組合費の増額に向けて、本部・単組・局支部で総力を挙げるため、以下の取り組みをすすめます。

秋の組織拡大月間方針については、別途提起します。

- (1) 「第一次組織拡大・強化中期計画(案)」の総括をもとに、職場全労働者を対象にした「要求・運動の前進」と「組織増勢」を車の両輪として、職場での加入を追求する方針について、各単組・局支部で計画を策定します。
- (2) 職場討議・職場懇談会は、闘いの出発点と位置づけて、賃金・確定闘争や予算人員闘争のたたかいの時期に、コロナ禍での知恵と工夫をこらし、すべての職場で討議をすすめます。
- (3) 会計年度任用職員を対象に学習会や懇談会を開催し、正規・非正規一体で要求運動と組織拡大をすすめます。
- (4) 会計年度任用職員の組織化にあたって、職種の職種のつながりを行かした取り組みをすすめます。

- (5) 賃金・労働条件改善の取り組みや予算人員闘争での要請行動は重要な取り組みです。次世代役員の各種行動への積極的な参加を進めるための目標と計画を立てて実施します。
- (6) 単組・局支部で選出されている中堅役員を対象として、10月4日(日)ラパスホールにおいて役員労働学校を開催し、労働組合の基本の「基」を学習し、単組・局支部の中核を担う役員育成をすすめます。

2. 10・15現業統一行動

20年秋季年末闘争に、すべての現業労働者・非現業労働者一体の総決起の場として、「10・15自治労連第1次全国統一行動・現業統一闘争(仮称)」(10月15日)を取り組みます。その具体化のために、東京自治労連に実行委員会を設置・開催します。

具体的には、以下の通り行動を行います。

- (1) 総決起集会を18:30から東京労働会館7F ラパスホールで開催します。
- (2) 対都要請については、決起集会とは別の日程で行います。

3. 自治労連共済の加入拡大

東京自治労連の組織拡大と共済加入拡大を一体のものとして取り組み、共済推進委員会を軸に、より具体的で成果の上がるような取り組みを展開します。

新型コロナ感染拡大により春の組織化が十分に出来ていない多くの組合では、まだ加入拡大が可能です。これまで、制度的に実施困難であった10月以降の中途解約を「特例」として可能にさせたことから、新採者が10月1日日本採用になるタイミングを生かして、秋のD型プレゼントキャンペーンに本格的に取り組みます。

さらに、役員へのD型プレゼントを実施することで、組織化運動と一体となった加入拡大の推進力強化を図り追求します。

<新たな挑戦ポイント>

- ① 5ヵ月後の中途解約は特例として可能とします(原則、途中解約は認められていません)
- ② 新採者に加入を訴える立場の組合役員へD型プレゼントをおこないます。ただし、役員加入者には継続時の1,000円クオカードプレゼントはありません。
- ③ 「新型コロナウイルス感染症に万が一感染した場合、不慮事故扱いとして、入院日額が倍額になる」(D型:入院4,000円が倍額8,000円の支払いになる)を強調して宣伝します。

以上